

那覇市手数料条例の一部を改正する条例制定について

那覇市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 8 年 6 月 2 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)」の規定に基づく事務に係る手数料の規定を定め、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)」の規定に基づく住宅部分に仕様基準を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る事務の手数料を追加し、並びに「宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)」の規定に基づく宅地造成等の工事の許可等に係る事務の手数料を定めるため、この案を提出する。

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>4 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。</p>	

付 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第4第8項を第9項とし、第7項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の別表第4第6項の規定は、この条例の施行の日以後に提出又は通知を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画に係る審査の事務の手数料について適用し、同日前に提出又は通知を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画に係る審査の事務の手数料については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表第2(第2条関係)

保健衛生及び環境に関するもの

1～15 [略]

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(2)	[略]		
(3)	法第24条第1項の規定に基づく医薬品の	[略]	

	販売業の許可の申請に対する審査		
(4)	法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査		
(5)～(16) [略]			
(17)	政令第45条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の書換え交付	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の書換え交付手数料	[略]
(18)	政令第46条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の再交付	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の再交付手数料	

17～24 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第2条関係)

保健衛生及び環境に関するもの

1～15 [略]

16 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(2) [略]			
(3)	法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業(配置販売業を除く。)の許可の申請に対する審査	[略]	
(4)	法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業(配置販売業を除く。)の許可の更新の申請に対する審査		
(5)～(16) [略]			
(17)	政令第2条の3第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付	薬局開設許可証の書換え交付手数料	1件につき 2,100円
(18)	政令第2条の4第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付	薬局開設許可証の再交付手数料	1件につき 2,900円
(19)	政令第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売業(配置販売業を除く。)の許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の書換え交付	医薬品販売業許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の書換え交付手数料	[略]
(20)	政令第46条第1項の規定に基づく医薬品の販売業(配置販売業を除く。)の許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の再交付	医薬品販売業許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の再交付手数料	

17～24 [略]

[改正前 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～5 [略]

6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	[略]		次のアからセまでに掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の各部分の区分に応じ、当該アからセまでに定める額を合算した額(建物の全部がアからセまでに掲げる部分のいずれにも該当しない場合にあつては、20,000円) ア 基準省令第1条第1項第1号イに適合するものとして申請された非住宅部分(全部又は一部を工場等の用途以外の用途に供する建築物に係るものに限り、カに掲げるものを除く。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額 (ア)～(キ) [略] イ 基準省令第1条第1項第1号ロに適合するものとして申請された非住宅部分(全部又は一部を工場等の用途以外の用途に供する建築物に係るものに限り、カに掲げるものを除く。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額 (ア)～(キ) [略] ウ 基準省令第1条第1項第1号イに適合するものとして申請された非住宅部分(全部を工場等の用途に供する建築物に係るものに限り、カに掲げるものを除く。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額 (ア)～(キ) [略] エ 基準省令第1条第1項第1号ロに適合するものとして申請された非住宅部分(全部を工場等の用途に供する建築物に係るものに限り、カに掲げるものを除く。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額 (ア)～(キ) [略] オ 基準省令第1条第1項第3号ロに適合するものとして申請された非住宅部分(カに掲げるものを除く。) ア(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該ア(ア)から(キ)までに定める額 カ [略] キ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るもの及びコに掲げ

		<p>るものを除く。) 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額 (ア)～(イ) [略]</p> <p><u>ク</u> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(1)に適合するもの又は同号イ(1)及びロ(2)に適合するものとして<u>申請された住宅部分</u>(共同住宅等に係るもの<u>及び</u>コに掲げるものを除く。) 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額 (ア)～(イ) [略]</p> <p><u>ケ</u> 基準省令第1条第1項第3号ロに適合するものとして<u>申請された住宅部分</u>(共同住宅等に係るもの<u>及び</u>コに掲げるものを除く。) <u>ク(ア)</u>又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該<u>ク(ア)</u>又は(イ)に定める額 [略]</p> <p><u>コ</u> [略]</p> <p><u>サ</u> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合するものとして<u>申請された住宅部分</u>(共同住宅等に係るものに限り、<u>セ</u>に掲げるものを除く。) 次の(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア)～(エ) [略]</p> <p><u>シ</u> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(1)に適合するもの又は同号イ(1)及びロ(2)に適合するものとして<u>申請された住宅部分</u>(共同住宅等に係るものに限り、<u>セ</u>に掲げるものを除く。) 次の(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア)～(エ) [略]</p> <p><u>ス</u> 基準省令第1条第1項第3号ロに適合するものとして<u>申請された住宅部分</u>(共同住宅等に係るものに限り、<u>セ</u>に掲げるものを除く。) <u>シ(ア)</u>から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該<u>シ(ア)</u>から(エ)までに定める額 <u>セ</u> [略]</p>
		[略]

7 [略]

8 [略]

[改正後 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～5 [略]

6 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	[略]		次のアからタまでに掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の各部分の区分に応じ、当該アからタまでに定める額

を合算した額(建物の全部がアからタまでに掲げる部分のいずれにも該当しない場合にあつては、20,000円)

ア 基準省令第1条第1項第1号イに適合するものとして提出又は通知を受けた非住宅部分(全部又は一部を工場等の用途以外の用途に供する建築物に係るものに限り、カに掲げるものを除く。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額
(ア)～(キ) [略]

イ 基準省令第1条第1項第1号ロに適合するものとして提出又は通知を受けた非住宅部分(全部又は一部を工場等の用途以外の用途に供する建築物に係るものに限り、カに掲げるものを除く。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額
(ア)～(キ) [略]

ウ 基準省令第1条第1項第1号イに適合するものとして提出又は通知を受けた非住宅部分(全部を工場等の用途に供する建築物に係るものに限り、カに掲げるものを除く。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額
(ア)～(キ) [略]

エ 基準省令第1条第1項第1号ロに適合するものとして提出又は通知を受けた非住宅部分(全部を工場等の用途に供する建築物に係るものに限り、カに掲げるものを除く。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額
(ア)～(キ) [略]

オ 基準省令第1条第1項第3号ロに適合するものとして提出又は通知を受けた非住宅部分(カに掲げるものを除く。) ア(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該ア(ア)から(キ)までに定める額

カ [略]

キ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合するものとして提出又は通知を受けた住宅部分(共同住宅等に係るもの及びサに掲げるものを除く。) 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額
(ア)～(イ) [略]

ク 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして提出又は通知を受けた住宅部分(共同住宅等に係るもの及びサに掲げるものを除く。) 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 200平方メートル未満 18,000円

(イ) 200平方メートル以上 19,000円

		<p>ケ 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(1)に適合するもの又は同号イ(1)及びロ(2)に適合するものとして<u>提出又は通知を受けた住宅部分</u>(共同住宅等に係るもの及びサに掲げるものを除く。) 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額 (ア)～(イ) [略]</p> <p>コ 基準省令第1条第1項第3号ロに適合するものとして<u>提出又は通知を受けた住宅部分</u>(共同住宅等に係るもの及びサに掲げるものを除く。) <u>ケ(ア)</u>又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該<u>ケ(ア)</u>又は(イ)に定める額 サ [略]</p> <p>シ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合するものとして<u>提出又は通知を受けた住宅部分</u>(共同住宅等に係るもの)に限り、<u>タ</u>に掲げるものを除く。) 次の(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア)～(エ) [略]</p> <p>ス 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして<u>提出又は通知を受けた住宅部分</u>(共同住宅等に係るもの)に限り、<u>タ</u>に掲げるものを除く。) 次の(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 33,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 55,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 98,000円 (エ) 5,000平方メートル以上 148,000円</p> <p>セ 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(1)に適合するもの又は同号イ(1)及びロ(2)に適合するものとして<u>提出又は通知を受けた住宅部分</u>(共同住宅等に係るもの)に限り、<u>タ</u>に掲げるものを除く。) 次の(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア)～(エ) [略]</p> <p>ソ 基準省令第1条第1項第3号ロに適合するものとして<u>提出又は通知を受けた住宅部分</u>(共同住宅等に係るもの)に限り、<u>タ</u>に掲げるものを除く。) <u>セ(ア)</u>から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該<u>セ(ア)</u>から(エ)までに定める額 タ [略]</p>
[略]		

7 [略]

8 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第12条第1項本文の規定による宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の許可の申請又は法第15条第1項の規定による宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の協議に対する審査	宅地造成又は特定盛土等工事許可申請等手数料	次のアからサまでに掲げる盛土又は切土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれアからサまでに定める額 ア 500平方メートル以下のもの 21,000円 イ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 32,000円 ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 44,000円 エ 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの 62,000円 オ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 72,000円 カ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 96,000円 キ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの 150,000円 ク 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のもの 228,000円 ケ 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下のもの 354,000円 コ 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のもの 498,000円 サ 100,000平方メートルを超えるもの 642,000円
(2)	法第12条第1項本文の規定による土石の堆積に関する工事の許可の申請又は法第15条第1項の規定による土石の堆積に関する工事の協議に対する審査	土石の堆積工事許可申請等手数料	次のアからサまでに掲げる土石の堆積をする土地の面積の区分に応じ、それぞれアからサまでに定める額 ア 500平方メートル以下のもの 16,000円 イ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 18,000円 ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 21,000円 エ 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの 24,000円 オ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 34,000円 カ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 37,000円 キ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの 44,000円 ク 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のもの 58,000円 ケ 40,000平方メートルを超え70,000平方

			<p>メートル以下のもの 78,000円</p> <p>コ 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のもの 114,000円</p> <p>サ 100,000平方メートルを超えるもの 138,000円</p>
(3)	<p>法第16条第1項本文の規定による宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の計画の変更に係る許可の申請又は法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の計画の変更に係る協議に対する審査</p>	<p>宅地造成又は特定盛土等工事変更許可申請等手数料</p>	<p>次のアからウまでに掲げる工事の計画の変更の区分に応じ、当該アからウまでに定める額を合算した額(当該額が642,000円を超える場合にあつては、642,000円)</p> <p>ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更(イに掲げる工事の計画の変更のみに係るものを除く。) 盛土又は切土をする土地の面積(イに掲げる工事の計画の変更を伴う場合にあつては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積)に応じ、それぞれ(1)の号手数料の額の欄に定める手数料の額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 盛土又は切土をする土地への新たな土地の編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更 新たに編入される土地の面積に応じ、それぞれ(1)の号手数料の額の欄に定める手数料の額と同一の額</p> <p>ウ ア及びイに掲げる工事の計画の変更以外のもの 10,000円</p>
(4)	<p>法第16条第1項本文の規定による土石の堆積に関する工事の計画の変更に係る許可の申請又は法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による土石の堆積に関する工事の計画の変更に係る協議に対する審査</p>	<p>土石の堆積工事変更許可申請等手数料</p>	<p>次のアからウまでに掲げる工事の計画の変更の区分に応じ、当該アからウまでに定める額を合算した額(当該額が138,000円を超える場合にあつては、138,000円)</p> <p>ア 土石の堆積に関する工事に係る計画の変更(イに掲げる工事の計画の変更のみに係るものを除く。) 土石の堆積をする土地の面積(イに掲げる工事の計画の変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積をする土地の面積)に応じ、それぞれ(2)の号手数料の額の欄に定める手数料の額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 土石の堆積をする土地への新たな土地の編入に係る土石の堆積に関する工事の</p>

			計画の変更 新たに編入される土地の面積に応じ、それぞれ(2)の号手数料の額の欄に規定する手数料の額と同一の額 ウ ア及びイに掲げる工事の計画の変更以外のもの 10,000円
(5)	法第18条第1項の規定による検査の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等工事中間検査申請手数料	次のアからサまでに掲げる盛土又は切土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれアからサまでに定める額 ア 500平方メートル以下のもの 10,000円 イ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 11,000円 ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 12,000円 エ 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの 13,000円 オ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 15,000円 カ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 16,000円 キ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの 17,000円 ク 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のもの 18,000円 ケ 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下のもの 20,000円 コ 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のもの 26,000円 サ 100,000平方メートルを超えるもの 27,000円
(6)	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第88条の規定による書面の交付	盛土等適合証明書交付手数料	1件につき5,000円

9 [略]